

生活保護指定介護事業者 各位
有料老人ホーム事業者 各位
サービス付き高齢者向け住宅事業者 各位

横浜市健康福祉局生活支援課
生活支援課長 霧生 哲央

生活保護の住宅扶助基準の改定についてのお知らせ

平素より本市生活保護行政にご協力いただきありがとうございます。

この度、平成27年7月より生活保護の住宅扶助の上限額が改定されることになりました。改定の概要は次のとおりです。

【居宅生活者の場合】

一般基準上限額

現行	1人世帯	2～6人世帯			7人以上世帯
	53,700円	69,800円			83,800円
改定後	1人世帯	2人世帯	3～5人世帯	6人世帯	7人以上世帯
	52,000円	62,000円	68,000円	73,000円	81,000円

※1人世帯において、住居の床面積が一定以下のときは、異なる限度額が適用される場合があります。

※平成27年6月30日以前から住宅扶助を受けている世帯については、経過措置により引き続き現行の限度額が適用される場合があります。

特別基準上限額

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5～6人世帯	7人以上世帯
現行	69,800円	69,800円				83,800円
改定後	68,000円	73,000円	78,000円	83,000円	88,000円	94,000円

※車椅子を使用しているために特に広い居室が必要である場合や、高齢者で転居が困難な場合、地域に一般基準内では賃貸される実態がない場合に、福祉保健センターの判断により特別基準が認められます。

※平成27年6月30日以前から住宅扶助を受けている世帯については、経過措置により引き続き現行の限度額が適用される場合があります。

【認知症グループホーム・介護付有料老人ホーム入居者の場合】

上限額

現行	69,800 円
改定後	68,000 円

※平成 27 年 6 月 30 日以前から住宅扶助を受け入居している方については、原則、経過措置により引き続き現行の限度額が適用されます。

※平成 27 年 7 月 1 日以降に、居宅から入居する方や他施設から転入居する方等については、改定後の限度額が適用されます。

【住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・軽費老人ホーム入居者の場合】

上限額

現行	53,700 円
改定後	52,000 円

※平成 27 年 6 月 30 日以前から住宅扶助を受け入居している方については、原則、経過措置により引き続き現行の限度額が適用されます。

※平成 27 年 7 月 1 日以降に、居宅から入居する方や他施設から転入居する方等については、改定後の限度額が適用されます。

【その他留意事項】

- ・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設入居者の介護施設入所者基本生活費等については変更ありません。
- ・個々の被保護者の住宅扶助の金額が変更される場合には、実施機関より保護決定通知書にてご本人にお知らせします。

生活支援係
担当：井原・荒井
TEL 045 - 671 - 2366